

瀬戸内海の再生に向けて新たな法整備を求める意見書

瀬戸内海はかつて「宝の海」であった。しかし、高度成長期には工場排水や生活排水に含まれる栄養塩により富栄養化が進み、赤潮の被害が頻発するなど、「瀕死の海」となった。

このため、国は瀬戸内海環境保全特別措置法等により工場排水制限や下水道整備などを進め、窒素・リンの総量規制も定めた。この結果、海中の窒素量は減少し、海水の透明度も増加するなど、きれいな海が戻りつつあるところである。

しかしながら、海中の窒素量の減少に比例して、瀬戸内海域の漁獲量は減少し続け、養殖ノリの色落ちや海藻類が生えない磯焼け現象も見られるようになった。水質改善が進んだことで、植物プランクトンを育てる窒素やリンなどの栄養塩が減少したことが一因ともされている。

このままでは、かつての豊かな海は戻らぬまま、沿岸の漁業は産業として成り立たず、漁業で生計を立てることは困難になりつつある。

よって、国会及び政府におかれては、生命を育む豊かな瀬戸内海の再生に向け、漁業者の意見も十分取り入れながら、栄養塩の削減から適正管理への転換を柱とする新たな法整備を早急に行うよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年九月二十日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
農林水産大臣	郡司彰殿
環境大臣	細野豪志殿